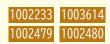
- 必要な人に必要な支援を - 各種手当のご案内



児童扶養手当

父または母と生計が別の児童を育てている親、または養育者に手当を支給します。8月31日(火)までに現況届の手続きをしてください。受給中の人には通知をします。

支給要件

- ・父母の離婚後、父または母と生計が別の児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度障害の状態の児童
- ・父または母の生死が不明な児童
- ・結婚しないで生まれた児童

- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受け

た児童

・・父母ともに不明な児童 など

※父または母が事実上の婚姻関係にあるときや、公的年金を受けることができるとき、所得が一定以上あるときなどは手当が支給されないことがあります

支給額 (月額)

区分	全部支給	一部支給 (所得に応じる)
子ども1人	43,160円	43,150円~10,180円
2人目の加算	10,190円	10,180円~ 5,100円
3人目以降の加算	6,110円	6,100円~ 3,060円

受付期間 土・日曜日、祝日を除く、8月2日(月) から31日(火)までの午前9時~午後5時15分(2日・16日・23日・30日の月曜日は午後7時まで) 受付場所 子ども課子育て支援係窓口

※白沢・利根町の人は、8月12日(木)・13日(金)の午前9時から午後5時15分までの期間、白沢・ 利根支所生活係でも手続きできます

問合せ 子ども課子育て支援係☎内線3123

特別児童扶養手当

心身に障がいのある児童に手当を支給することにより、これらの児童の福祉増進を図ります。期間内に所得状況届を提出してください。

支給要件 心身に障がいのある20歳未満の児童を 養育している父、母、または父母以外で養育して いる人

※児童が障害を支給事由とする年金を受けることができる場合や、児童福祉施設などに入所している場合を除く

支給額 (月額)

区分		支給額
障害の程度	1級	52,500円
	2 級	34,970円

※4月・8月・11月の年3回、4カ月分の手当を振り込み(受給資格者または扶養義務者の所得が一定額を超える場合は支給停止)

受給中の人 8月12日(木)から9月13日(月)までに所得状況届を提出。該当する人には通知します新たに申請する人 認定請求書に所定の診断書と関係書類を添えて提出

申込み・問合せ 子ども課子育て支援係**☎**内線 3121

特別障害者手当・障害児福祉手当

■特別障害者手当 住宅で著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給します

※社会福祉施設に入所、または病院に3カ月を超えて入院している人を除く

■障害児福祉手当 在宅で日常生活に常時介護を 必要とする20歳未満の人に支給します

※障害を支給事由とする年金を受けている、または社会福祉施設に入所している人を除く

支給額 (月額)

区分	支給額
特別障害者手当	27,350円
障害児福祉手当	14,880円

※2月・5月・8月・11月に前月分までの手当を振り込み(受給資格者または扶養義務者の所得が一定額を超える場合は支給停止)

受給中の人 8月9日(月)から9月10日(金)までに所得状況届を提出。該当する人には通知します新たに申請する人 認定請求書に所定の診断書と関係書類を添えて提出

申込み・問合せ 社会福祉課障害福祉係**☎**内線 3108